高知県高性能林業機械等整備事業の運用について

第１　趣旨

この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱(以下「要綱」と言う。)及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領（以下「要領」と言う。）の運用について、必要な事項を定める。

第２　運用

要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。

　１　高性能林業機械の導入（要綱別表第１の１）

（１）補助の範囲

　補助対象機械の範囲は要綱別表第３に定める工種又は施設区分に記載されている機械本体及び機械本体と一体的な装置とする。

（２）県の目標値

要綱別表３の１の留意事項（４）及び要領第２号様式の別紙２－１－１に記載のある「素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。」の「県の目標値」は別記のとおりとする。

（３）機械導入後の保守・管理

機械導入事業体は作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、その性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

　　（４）実績報告書

間接補助事業の場合、間接補助事業者（市町村）は、事業実施主体に補助金を支払った日を補助事業の完了日として、補助金交付要綱第９条に定める実績報告を行うものとする。

　２　林業機械のリース（要綱別表第１の２）

（１）補助の範囲

　　　　補助対象機械の範囲は要綱別表第３に定める工種又は施設区分に記載されている機械本体及び機械本体と一体的な装置とする。

　（２）提出書類

　　　　要領第３の２の（１）の②に定める共通基礎資料のうち、イ事業主体の規約（定款）については、法人登録をしていない事業体については省略できるものとする。

（３）機械リース後の保守・管理

機械リース事業体は作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、その性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

　　（４）実績報告書

間接補助事業の場合、間接補助事業者（市町村）は、事業実施主体に補助金を支払った日を補助事業の完了日として、補助金交付要綱第９条に定める実績報告を行うものとする。

３　林業機械のレンタル（要綱別表第１の３）

（１）補助の範囲

　　　　林業機械のレンタルの補助対象とする範囲は、森林整備（搬出間伐）及び更新（主伐）作業で素材生産を行うための、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業等で使用する機械のほか、生産性改善効果の見込まれる作業道開設に用いる多工程作業機械や、低質材の運搬などに必要な原木運搬用トラックとし、土場での仕分け・トラックへの積込み作業及び作業道開設のための掘削系機械は補助対象としない。

また、レンタルに係る経費の内、本体レンタル機械（ロードライナー、車輪及び　履帯の滑止めチェーン、ゴム製履帯の損耗費、スイングヤーダ－等の専用搬器・設置器具等の付属品は補助の対象に含む。）、補償費及び管理料を補助対象とし、それ以外の機械の回送経費及び、燃料油脂経費及びワイヤー等消耗品・返却時の修繕費等は補助対象としない。なお、リース契約による機械については補助対象としない。

　　　　補助額は、補助対象事業費の3/10以内で、1ヶ月当たりの上限を150,000円とする。但し、レンタル経費が日数管理となる月は月額補助金上限150,000円を1ヶ月当たり31日で除した日額単価にレンタル日数を掛けた額とレンタル経費の3/10の額のうち安価な方を補助額として計算する。

　　　　（補助金計算例）

　　　　　　ア．2ヶ月当たり（月額計算）500,000×2ヶ月×3/10＝300,000円

　　　　　　イ．61日当たり （日額計算）※１　1,000,000×3/10＝300,000円

※２　150,000÷31日＝4,838円

4,838×61日＝295,118円

≒295,000円（千円単位）

　　　　　　　　　　　日額計算の場合は※１・２を比較して安価な方を補助額とする

（２）レンタル事業者

　　　　事業実施主体がレンタル機械の契約を締結するレンタル事業者は、法人登録された事業者とし、個人が所有するレンタル機械及び協同組合等が補助事業により導入した機械を組合員へレンタルする機械は補助対象としない。また、レンタル機械貸し付け事業者は、レンタル機械の見積書・請求書・明細書の発行及びレンタル機械の性能の保証が可能な事業者であることとする。

（３）レンタル機械の保守・管理

　　　レンタル機械使用事業体はレンタル機械の作業記録簿を整備するとともに、点検・整備に努め、稼働効率の向上に務めるものとする。

（４）レンタル機械による作業システム

　　　　レンタル機械の作業システムは、レンタル期間内に組み合わせる作業機械、素材生産量、作業道や土場環境などを考慮し、効率的にレンタル機械が稼働できる環境を整えるものとする。

（５）レンタル機械による素材生産量の目標

ア．搬出間伐

レンタル機械を使用した１作業システムにおいて、当該施業に係る作業道支障木を含み、１ヶ月当たりおおむね100m3の搬出量を確保するものとする。この場合、１作業システムに2台以上のレンタル機械が稼働する場合でもおおむね100m3で可とする、

また、搬出量の確認は市場等の伝票、荷受伝票等により1　ヶ月毎の搬出量が１システム当たり確認できるように、整理保管するものとする。ただし、降雪、災害等により集積土場から搬出できない場合には、集積材積の確認（延長、高さ、幅、本数等）できる写真、プロセッサ等の造材集積システムによるデータでも可とする。

なお、おおむね100m3とは、3割の範囲とし、連続する3ヶ月間の月間平均材積が70m3を下回った場合は、4ヶ月目以降は補助の対象としない。

また、作業功程の見直し、事故・災害等により月毎の搬出間伐量が70m3を下回るおそれがある場合は、速やかに事業計画の見直しをすること。ただし、補助事業者に起因しない、事故・災害の場合は木材増産推進課の指示を仰ぐこと。

イ．更新（主伐）

レンタル機械を使用した１作業システムにおいて、当該施業に係る作業道支障木を含み、１ヶ月当たりおおむね200m3の搬出量を確保するものとする。この場合、１作業システムに2台以上のレンタル機械が稼働する場合でもおおむね200m3で可とする。

また、搬出量の確認は市場等の伝票、荷受伝票等により1ヶ月毎の搬出量が１システム当たり確認できるように、整理保管するものとする。ただし、降雪、災害等により集積土場から搬出できない場合には、集積材積の確認（延長、高さ、幅、本数等）できる写真、プロセッサ等の造材集積システムによるデータでも可とする。

なお、おおむね200m3とは、3割の範囲とし、連続する3ヶ月間の月間平均材積が140m3を下回った場合は、4ヶ月目以降は補助の対象としない。

また、作業功程の見直し、事故・災害等により月毎の搬出間伐量が140m3を下回るおそれがある場合は、速やかに事業計画の見直しをすること。ただし、補助事業者に起因しない、事故・災害の場合は木材増産推進課の指示を仰ぐこと。

（６）実績報告

　　　　　レンタル事業の実績報告書で添付する契約書は、レンタルの相手方、機種、期間、金額が確認できれば請求書でも可とする。また、添付する写真は、機種等が確認できるものとする。

　（７）軽微な変更

　　　　　複数台レンタルした場合のレンタル機械間での交付決定額範囲内での流用等、要綱第６条第２項に定める変更要件以外の軽微な変更を行う場合は、木材増産推進課と協議を行うこと。

　４　作業システムの改善（要綱別表第１の４）

（１）補助の範囲

　　　　作業システムの改善の補助対象とする範囲は、森林整備（搬出間伐）及び更新（主伐）作業で素材生産を行うための、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業等で使用する機械、器具および装置並びに作業道開設において1台の作業機で伐倒・集積・掘削が可能な多功程作業機械の導入とする。

事業種目における「林業機械の改良」とは「機械本体に新たな機能を追加するもの」とし、既存所有する機械本体へ「架装する作業機及び一体的に作動させる補助機器、架装や改良のための工事経費」とする。「林業機械等の導入」は、素材生産のために作業システムを改善するための林業機械等の導入を補助対象とする。

新規導入機械本体への同時架装及び架装のための機械回送経費等は補助対象としない。

（２）改良を実施する機械本体（ベースマシン）

　　　　　作業機（アタッチメント等）を架装する機械本体の稼働時間はおおむね5,000時間、導入後5年程度以内の機械本体を推奨する。作業機を架装してその性能を十分発揮できる機械本体であり、改良後5年以上の実要耐用年数を有する機械本体とする。

　　　　　また、本体がリース契約の場合は、リース契約後に買い取る事が確認出来る契約書等の写しを添付するものとする。

（３）機械導入後の保守・管理

　機械導入事業体は機械の作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、機械本体及び架装作業機の性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

　（４）原木生産量の目標

　　　　要領第２号様式の別紙２－２の第２の利用計画において、導入年度の翌年から３年後の年間計画量が、直近３ヵ年の平均実績から１０％増加していること。

　（５）作業システムの改善効果

　　　　要領第２号様式の別紙２－２の第３の作業システムの改善の現状及び目標において、作業システムの改善効果として指標を設定し、導入年度の翌年から３年後に１０％以上向上する目標を設定するものとする。ただし、労働強度の低減等、効果を数値化出来ない取り組みについては、取り組みの成果として１名以上の新規雇用をすることで成果とみなすものとする。

　　　　なお、指標は作業工程の省力化、生産性の向上、間伐面積の増加、素材生産量又は低質材の生産量の増加、運搬工程の生産性の向上等とする。

５　入札・契約関係

　（１）入札及び契約の実施方法

　　　　　契約の相手先の選定及び入札にあたっては、公平性・競争性を確保して実施するものとし、国費事業（要綱別表第１の１及び２）においては単独随意契約は原則認めない。

６　その他

（１）導入機械の事故及び災害の報告

補助対象機械及び補助対象装置を装着した機械が、処分期限内に事故及び災害その他の理由により、補助事業の目的とする機能を発揮できなくなった場合は、原因を確認するとともに早急に機能を復旧・改善することとし、また、木材増産推進課に遅滞なく報告すること。

附則１　この運用は、平成30年４月５日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。

　　２　この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。

附則１　この運用は、平成30年11月14日から施行する。

別記

素材生産量及び素材生産性の目標値について

　　　要綱別表３の１の留意事項（４）及び要領第２号様式の別紙２－１－１に記載のある「県の目標値」は下記のとおりとする。

高性能林業機械を導入する場合は、いずれかの目標値以上となること。

【５年目の目標値】

目標年度が導入年度の翌年から起算して５年目となる場合

　　①素材生産量の増産量　年間３，０００ｍ3の増産

　　②素材生産量の伸び率　１３９％

　　③素材生産性の目標値　５．０ｍ3/人日

　　④素材生産性の伸び率　１４２％

【３年目の目標値】

目標年度が導入年度の翌年から起算して３年目となる場合

　　①素材生産量の増産量　年間１，８００ｍ3の増産

　　②素材生産量の伸び率　１２３％

　　③素材生産性の目標値　４．７ｍ3/人日

　　④素材生産性の伸び率　１３３％